

貨物自動車運転免許取得支援助成金交付要綱

一般社団法人愛知県トラック協会

(目的)

第1条

この要綱は、一般社団法人愛知県トラック協会（以下「愛ト協」という。）がトラックドライバーの雇用の安定確保を促進し、安心、安全で安定した国内物流の維持・発展に資するため、会員事業者が負担した第一種運転免許（以下「免許」という。）の取得費用及び受験資格特例教習（以下「特例教習」という。）の費用に対する助成金の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条

助成対象は、愛知県内の営業所に運転者として選任又は選任予定の従業員、役員、受入出向者（下線以下「従業員等」という。）が業務を行う上で必要な免許を自動車教習所で取得するための費用及び特例教習の費用を負担し、助成金交付申請時点において当該従業員等が愛知県内の営業所の事業用貨物自動車の運転者として選任している会員事業者とする。

2 申請免許の上限は1事業者につき免許の種類を問わず10申請（1人が2種類の免許を取得した場合、2申請の取扱い）までとする。

(助成対象期間)

第3条

助成対象期間は、令和7年4月1日から令和8年1月30日までとする。

2 対象期間内であっても予算枠に達した場合は、打ち切ることがある。

(助成対象教習所)

第4条

経費の対象となる自動車教習所は、愛知県公安委員会の指定する自動車教習所（自動車学校）とする。

(助成対象免許・金額)

第5条

助成対象免許及び特例教習の金額は、次のとおりとする。

- (1) 準中型 8 万円
- (2) 準中型 (5t 限定解除) 4 万円
- (3) 中型 8 万円
- (4) 中型 (8t 限定解除) 4 万円
- (5) 大型 11 万円
- (6) けん引 8 万円
- (7) 特例教習 (年齢課程) 3 万円
- (8) 特例教習 (経験課程) 8 万円
- (9) 特例教習 (年齢課程+経験課程) 10 万円

(助成対象経費)

第 6 条

助成対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 免許の取得等に係る教習料金、技能検定料その他の費用
- (2) 事業者が負担した費用

(助成対象外経費)

第 7 条

助成対象外経費は、次のとおり (以下一例) とする。

- (1) AT 限定解除
- (2) 大型自動車自衛隊車両限定免許の限定解除
- (3) 従業員等が負担した費用
- (4) 派遣運転者の免許の取得費用及び特例教習費用

(助成金の申請)

第 8 条

事業者は、次に掲げる書類を助成対象期間内に愛ト協に提出するものとする。

- (1) 貨物自動車運転免許取得支援助成金交付申請書 (様式 1)
- (2) 貨物自動車運転免許取得一覧 (様式 2)
- (3) 助成対象種別に応じて次の何れかの書類

ア 免許：卒業証明書 (様式 3) 及び新たに取得した免許情報が分かる書類 (運転免許証の写し若しくはマイナ免許証読み取りアプリ等で出力した免許情報の

写し)

イ 特例教習：修了証明書（様式 4）

(4) 雇用形態に応じて次の何れかの書類

ア （非）正規雇用：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

イ 法人役員で雇用保険被保険者でない者：履歴事項全部証明書の写し

ウ 法人役員で雇用保険被保険者である者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

エ 出向者：出向契約書の写し

(6) 入金口座登録書（既に提出済の場合は不要、登録内容が不明の場合は提出）

2 愛ト協は必要に応じ、提出書類以外の書類の提出を求める場合がある。

（提出書類の要件）

第 9 条

前条に定める提出書類は、次の要件を満たすものとする。

(1) 教習受講証明書は、助成対象期間内に発行されたものであること。

(2) 免許は、助成対象期間内に取得したものであること。

(3) 運転免許証の顔写真は、鮮明であること。

(4) 出向契約書は、従業員等の氏名及び期間が明示されていること。

（助成金の支払い）

第 10 条

愛ト協は、第 8 条による申請を受け、その内容が適当と認める場合は、助成金の支払いを決定する。

（助成金の交付）

第 11 条

本事業による助成は、運輸事業振興助成交付金により行うため、年度内に交付するものとする。

但し、国及び地方自治体等の補助があるときは、その補助額に応じて本助成額を減額することがある。

（助成金の返還等）

第 12 条

愛ト協は、事業者が次の各号の何れかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付申請内容に虚偽の記載又は助成金交付に伴う条件に違反したとき
- (2) 本要綱等の規定に違反又はこれらに基づく処分に従わないとき。
- (3) 事業者が愛ト協会員資格を失ったとき。
- (4) 直近までの愛ト協会費が納入期日を超えて未納のとき。

2 愛ト協は、前項の場合において、既に事業者へ助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。この場合、愛ト協は、文書をもってその旨を事業者へ通知しなければならない。

3 事業者は、第1項及び前項の処分に対し、異議の申し立てをすることができず、誠意をもってその義務の履行に努めなければならない。

4 事業者は、免許取得者又は特例教習受講者が取得又は受講後1年以内に退職（出向解除等含む）した場合は、次に定める様式を愛ト協に申請し、助成金を返納しなければならない。

- (1) 貨物自動車運転免許取得支援助成金返納申出書（様式5）

（事業に関する報告）

第13条

愛ト協は、本制度を利用した事業者に対し、必要に応じ事業に関する報告を求めることができるものとする。

また、事業者は、愛ト協が必要と認め要求し、若しくは指示した事項について、所要の報告をしなければならない。

（管理台帳等の作成・保管）

第14条

愛ト協は、助成金の交付に係る管理台帳を作成・保管する。

（雑則）

第15条

愛ト協は、本事業の円滑な推進を図るため必要な事項で、本要綱に定めのない問題が生じたときは、組織決定のうえこれを解決するものとする。

2 本要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定める。

（附則）

本要綱は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 3 月 18 日から施行する。

令和 2 年 3 月 24 日から施行する。

令和 3 年 3 月 23 日 常任理事会にて一部変更

令和 4 年 3 月 22 日 常任理事会にて一部変更

令和 5 年 3 月 22 日 常任理事会にて一部変更

令和 6 年 3 月 21 日 常任理事会にて一部変更

令和 7 年 3 月 12 日 常任理事会にて一部変更